

正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長 板東 正男

「初めに」

新年を迎え新たな気持ちで残り3カ月を全力投球します。

私は企業弁理士35年の稀有な副会長です。

企業経験を活かすべく関係する4委員会を担当しています。企業のノウハウを少しでも役立てればと尽力しています。従前の委員会活動に新規な活動も生まれてきています。企業弁理士の方には特に一読の価値があると思います。

「マグマの企業弁理士知財委員会」

発足2年目の企業弁理士知財委員会は「企業弁理士の役割は何か?」「弁理士会・社会にどのように貢献できるか?」をテーマに討議しています。発足2年目ながら43名の自主的公募の企業委員が新風を吹込んでいます。各委員は企業経験を活かして日夜（-23時まで）熱く議論しています。

今年度の企業弁理士知財委員会は、更に議論を拡大すべく、約2000名（20%）の企業弁理士全員に積極的に呼びかけました。「東京・大阪にてスポット参加の意見交換・交流会」を開催しました。企業弁理士の役割の意見集約をしています。

次年度はこの企業弁理士知財委員会から必ずマグマが噴出します。多くの企画が生まれてきました。実行段階に入ります。

一人でも多くの企業弁理士が、次年度の委員会に参画されることを期待します。

「関連業務を目指す知的財産価値評価推進センター」

発足6年になります。知財の価値評価を行う評価人は約30名となりました。今後は実績の出来た裁判所からの価値評価案件以外に、企業からの価値評価の受任を目指しています。

「ライセンスの拡大を目指す流通流動化検討委員会」

特許権の活用流動化（ライセンスなど）を促すための方策を検討しています。

「紛争防止に貢献するADR推進機構」

ADRはまだ十分な成果とは言えませんが、地道に

活動しています。今後の開花に向けて更なる認知度の普及宣伝に努めています。企業からの案件依頼が今後の拡大の鍵です。

「営業機密コンサルティング対応ワーキンググループ」

事例研究のまとめを終えて、今後は委員会として全弁理士にノウハウの重要性を広く普及させるべく検討しています。

* 担当委員会の中間活動概要です *

① 「企業弁理士知財委員会」

* 目的役割

- ・弁理士会は企業弁理士に何が貢献できるか検討立案
- ・企業弁理士は弁理士会に何が貢献できるか検討立案

* 委員長1名、副委員長8名、委員34名の「43名」で活動。

・1年目は18名でのスタートでした。3年目は60名が目標です。

・1~3部の部会運営です。大阪はTV会議です。

* 今年の活動

1) 「特許書類の秘密保持の留意事項」座談会を開催しました。（パテント11月号掲載）

2) 10月11日「企業弁理士の役割」大阪意見交換会。（委員&企業弁理士32名参加）

3) 11月29日「役割」について東京意見交換会開催。（委員&企業弁理士51名の多くが参加）

4) 11月13日（火）

委員と弁護士とのリスク管理の意見交換会（37名）

5) 普及ポスター・チラシ作成・各種団体PR配布。

6) 12月「知財学会」3名発表。

7) (予定) 2月「知財部長（4名）が語る」パネルディスカッション。

* 今後の計画（案）

1) 海外企業知財部との意見交換会（中国韓国など）

2) 企業知財部長役員クラスの「知財戦略」セミナー

3) 企業弁理士の社会貢献の計画実行（外部講演など）

4) 他の委員会との連携を図る（セミナー・研究など）

5) 東京&大阪（12名）TV会議の改善（年数回の合

同会議)

6) 開催時間 18:30 - 21:00 の工夫 (日本知的財産協会の協力)

*委員会活動日 月2回

1) 第2水曜日 正副委員長会議

2) 第4金曜日 定例委員会

「会員勤務の関係で夜間に開催」18:30 - 21:00
(終了後有志の自由意見交換会も開催 - 23:00まで)

②「知的財産価値評価推進センター」

*目的役割

「弁理士の知財財産権の価値評価業務の拡大を図る」ため、評価業務の普及PR・評価業務を行なう評価人を育成。

*人員

・センター長1名 副センター14名 委員56名
71名の大所帯です(1~4部 部会運営)

*今年の活動

・裁判所からの評価業務受任 24年6件(累計39件)
(H20年4件 H21年7件 H22年14件 H23年12件)

・評価人の育成教育講習会(評価人24年現在313名)
(年12回実施・単位認定セミナー・一部オープンセミナー)

・企業からの知財評価受任のためのサンプル評価をしています。

・普及ポスター及びチラシの作成や各種団体へのPRをしています。

*今後の計画(案)

1) 企業の価値評価のサンプル事例強化

2) 海外企業の価値評価の事例探索訪問(中国・韓国)

3) 評価人のレベルアップのための高度専門セミナーの計画

4) 価値評価の普及PR 他の委員会との連携(セミナー・研究)

*委員会活動日 月2回

1) 正副センター会議(東京・名古屋・大阪(第1水曜15:00 - 17:00))

2) 正副センター長会議&部会 第3火曜13:00 - 17:00

・特別自主研究会(部会後17:00 - 19:00)

③「知財流通流動化検討委員会」

*目的役割

・知的財産権の活用(譲渡・ライセンス)の流動化を支援する。

・流動化による権利者の支援と弁理士の関連業務の拡大する。

*人員「25名」(今年度は評価センターから分離)

*今年の活動

1) 「知的資産経営 WEEK」セミナー開催

・11月8日弁理士会館 3テーマ

「知的資産と日本企業の競争力」(講師委員会)

「知財ビジネスマッチングマート」(経産省と連携)

「WIPO - GREEN (環境マッチング)」(知財協会と連携)

2) 中小企業基盤整備機構共同セミナー(予定)

・知的資産経営及び知的資産経営報告書の具体的な事例を紹介

3) AUTM アジア(国際知財流通化団体)との連携強化

・浜松セミナー参加・京都セミナー参画(講師派遣)

4) 「WIPO - GREEN」に協力支援

(新興国側にも環境技術移転の支援)

5) 知的資産経営の更なる普及拡大

*今後の計画(案)

1) 流通流動化を受付ける事務局を弁理士会設置の立案実行

2) 中小企業基盤整備機構との共同セミナーの立案実行

3) 中小企業の知財管理の支援策の立案実行

*委員会活動日 月1回第3金曜日15:00 - 17:00

④「ADR 推進機構」

*目的役割

日本仲裁センター(弁護士・弁理士)の支援・普及を行う。

*人員

委員長1名, 副委員長7名, 委員24名「計32名」
(20名は日本知的財産仲裁センター運営委員兼任)

*活動経過

・H10年設立後からの調停・仲裁・判定の受任案件

累計181件(調停120・仲裁6・判定57)

・H24年度(調停5・仲裁6・判定5)

*今年の活動

1) 12月5日(水)公開シンポジウム(ADR推進機構・日本仲裁センター共催, 日本知的財産協会後援)

「仲裁センターの新事業の紹介」

「事業適合性判定事業の模擬事例」(注力)

2) 2月21日(木)シンポジウム(仲裁センター主催)

「企業の海外進出とADR活用」「知財紛争の予防解決」

3) その他活動

・24年10月16日(火)10:00 - 12:00

「実例を踏まえた ADR 制度活用のメリット及び意見交換会」

・東京都知財アドバイザー 21 名を対象)

* 今後の計画 (案)

日本知的財産仲裁センターは、平成 24 年法務大臣より認証を受けた。この点を PR することで申立件数の増加を図る。

* 委員会活動日 月 1 回第 1 火曜日 10:10 - 12:00

⑤ 「営業機密コンサルティング対応ワーキンググループ」

* 目的役割

・ 営業機密・ノウハウの留意事項の事例研究・普及
・ 弁理士関連業務の拡大を図る

* 人員 委員長 1 名, 委員 12 名「計 13 名」

* 活動経過 (発足 3 年目)

・ 過去 2 年間営業機密・ノウハウ実際の事例研究
(経産省と連携して企業の事例研究 約 20 件)

* 今年の活動

1) 実際の企業の事例を簡易版にまとめる
2) 簡易版小冊子を全弁理士に公表し利用を認める

* 今後の計画 (案)

・ WG から「委員会」としての本格活動を検討する
・ 事例小冊子の解説セミナーを開催する
・ 経産省との連携セミナーを開催する
・ 海外企業の機密管理の事例研究とその取りまとめ
・ 不正競争防止委員会及び企業弁理士知財委員会との連携を図る。

* 委員会活動日 月 1 回第 3 木曜日 10:30 - 12:00

「近畿支部」

・ 近畿支部役員: 36 名

(支部長 1 名, 副支部長 10 名, 幹事 20 名, 監査役 5 名)

・ 近畿支部会員: 2,130 名 (H24/10/1 時点)

・ 近畿支部室事務局: 8 名 (正職員 5 名, 派遣 3 名)

* 今年の活動

・ 大幅に増加させて各種セミナーを開催
・ 奈良地区会の設置

・ 大阪地区委員会の設置

・ 支援系委員会を統合後の効率的活動

・ タブレット端末の導入

・ 支部室への防犯カメラの設置

* 今後の計画 (案)

・ 総会委任状変更 (本会と同様方式)

・ 弁理士サポートプロジェクトの検討実施

・ 外部団体と連携 (新年賀詞交歓会の検討)

・ 支部の自主性強化の検討など

終わりに (提言)

今年は委員会担当役員として、企業と大きく異なる場面を経験しました。

個人的見解ですがこれらは今後改革が必要と思います。

1) 重点委員会の決定

担当委員会の今年度予算は「前年をベース」に策定しましたが、メリハリのある予算方針が必要と反省しています。弁理士会役員会では「重点強化委員会を認定する」「これらの委員会は 20% アップまでの予算を認める」などトップダウンの指針を策定すべきでしょう。

2) 予算執行の簡素化

予算は 4 月までに審議承認されているため、個別執行の役員会起案はできる限り省略も検討すべきです。具体的な予算が承認されいながら再度の起案は工数の重複です。公金ですが最悪でも執行の報告にのみとする。あるいは「10 万円以下の起案は省略」など、担当役員・委員長に権限委譲を検討すべきと考えます。この点は各支部の運営も同様に改善すべきと考えます。

3) 継続性

各委員会の活動指針の継続も必要と痛感しました。

役員・委員長が 1 - 2 年で交代して課題の引継ぎなどは十分とは言えません。知財協会の事務局理事などは継続勤務でこの人達の委員会の積極的参加・発言により次年度引継ぎを活用しています。一考の余地はあります。

(以上)